

無戸籍児（者）のかかえる困難

—支援事例をもとに—

Hardships of Unregistered Persons with Family Resister in Japan: Case Studies of the Support to Them

武川 玲蘭¹⁾, 樋川 隆, 野中 弘敏

Reira MUKAWA, Takashi HIKAWA, Hirotohi NONAKA

概要

本研究では、無戸籍児（者）が生活する上で起こる問題点や戸籍を得るにあたっての困難、戸籍取得のためにどのような支援が必要なのかについて、事例を通して明らかにすることを目的とした。いわゆる「300日問題」に該当する事例では、子の母親の夫が子の入籍を拒んだため無戸籍児となっていた。出生届の無提出により子が無戸籍・無国籍になった事例では、親に制度や手続き上の困難を生じたために、子が不都合な生活を強いられる状況がみられた。事例を通じて、無戸籍状態にある者への保障が自治体に十分周知されていない現状や、無戸籍者本人または親族が戸籍を得る手続きをする上で生じる情報・時間・労力面での困難、親が出生届を出さなかった場合にはそれらの保障すら難しくなる可能性があること、等が明らかとなった。

I. 研究目的

子どもは世界人権宣言から、出生時から国籍をもつ権利が規定されている。戸籍がなく、未就籍の子どもは、国籍未確定とされ、国籍があることで与えられる権利を獲得することが難しくなる（吉田, 2011）。人は、存在する証として、国籍があり戸籍がある。しかし、国籍も戸籍も無く、生存している人たちは少なくない。子どもには、出生後直ちに登録される権利を定めるが、通達によって救済されるのは、1割程度の子であり、「依然として、登録されない子どもは存在する」ことが近年問題として挙げられている（喜多他, 2009）。山梨日日新聞2014年12月6日の記事で「甲府の少年 母の不法滞在で退去処分・日本在留求め提訴へ」の見出しに目が留まった。少年は、甲府市内で人身取引されビザ無く入国した、不法滞在のタイ人の母親とタイ人男性の間に生まれた

が、2人はまもなく別れた。少年は、不法滞在の発覚を恐れた母親と共に、山梨県や長野県等を転々とし、保育園・小学校には通ってはいない。不法滞在者の子どもは、強制退去の対象になってしまうという事実を知り、筆者は強い衝撃を受けた。出生届を出すことにより、国籍と戸籍は発祥する。登録されることで、子どもは国家により存在が認知され、権利擁護や福祉サービスの対象となる（喜多他, 2009）。ではなぜ、国籍も戸籍も無く生存する人たちが存在するのだろうか。毎年、無戸籍児は少なくとも数百人ほどずつ増加しているという。このような子供たちは、社会から存在を認知されず、社会の枠外に置かれ、このような事態を社会が放置するなど、断じてあってはならないと考える（安達・吉川, 2014）。

無戸籍者が生じる主な原因についてだが、まず挙げられるのは、以下の3点である。

(1) 離婚後300日問題

¹⁾専攻科保育専攻

民法772条より、「母が元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合は、その子は民法上元夫の子と推定される」ため、子の血縁上の父と元夫とが異なるときであっても、原則として、元夫を父とする出生の届出しが受理されないために母が子の出生届を出さないことによって、子が戸籍に記載されず無戸籍になっている例である。

(2) 前夫又は戸籍上の夫のDV問題

母が前夫や戸籍上の夫の暴力を恐れ、現住所を知られないようにするため、新パートナーとの間に生まれた子の出生届を出さず、無戸籍になっている例である。

(3) 両親の借金問題

父又は母に借金があり、債権者から住所を知られないようにするため、子の出生届を出さず、無戸籍になっている例などがある(安達・吉川, 2014)。これらの背景には、嫡出推定制度がある。嫡出推定制度とは、法律上の父子関係を早期に安定させるための民法上の制度である(法務省Webサイト)。しかし、嫡出推定制度により、無戸籍児となってしまう事例が、近年増加していることが、社会問題視されるようになったため、行政による調査が行われ、対応が模索されるようになった。

嫡出制度の内容として挙げられるのは、以下の4点である。

(1) 嫡出推定

民法772条は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」とし、「婚姻の成立の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」とする。

嫡出推定は、懐胎時を推定することと、父親の推定の2段階から成るとされる。婚姻成立から200日を経過し、離婚後まもなく生まれた子は、前夫の子と推定される。また、離婚後すぐに再婚し、200日を経過し300日以内に出生すると2つの推定が衝突するため、民法は6ヶ月の再婚禁止期間としたのは嫡出期間と関連するためである。

(2) 推定されない嫡出子

離婚後200日以内に生まれた子でも、内縁関係がある場合には、判例法理により、当然に嫡出子となり、嫡出子として届出することができ、親子関係不存確認訴訟を提起できるとされる。「嫡

出されない嫡出子」は、妊娠を機に婚姻届を出す例が増え、近年、増加している。そのため、「離婚後300日」という期間とあわせて、「婚姻成立から200日」という期間の見直しの必要も示唆されている。

(3) 推定の及ばない嫡出子

婚姻中でも、夫婦が事実上別居し、全く交渉を絶って、夫婦の実体が失われていた時期に懐胎した子は、前夫からの嫡出否認なく、実父に認知請求できる。血液型の不一致など生物学的な父子関係の不存が明らかな場合は推定が及ばないとする考え方もある。

(4) いわゆる「300日問題」

離婚後300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定されるため、前夫の子としての戸籍記載を改めるのは、前夫による嫡出否認の訴え、または、親子関係不存確認の訴えによることになる。前夫の子としての戸籍記載を回避するために、出生届をしない場合や、後夫(実父)を父として出生届をしようとして、受理されず、戸籍に記載されない子が生まれるという事例も多く見られる。

嫡出否認の訴えは、原則として夫のみが起こすことができ、嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知ったときから1年以内に提起しなければならない(民法777条)。だが、親子関係不存確認の訴えは、前夫の出廷が前提とされるため、協力が得られなかったり、DV事案などで連絡を取ることができない場合には、これによることもできないなどが、現状となっている(吉田, 2011)。

ではなぜ、嫡出推定制度は必要なのか。嫡出推定制度が存在しなければ、誰からでも、またいつまでも法律上の父子関係を否定することができることになってしまうため、それぞれの主張の真偽に関わらず、プライバシーを害するものになることもある。つまり、嫡出推定制度は、法律上の父子関係を早期に確定し、子の福祉を図るために合理的で必要な制度であることは確かのようにだ(法務省Webサイト)。しかし、嫡出推定制度は、簡単に済まされる手続きではないのが事実である。山梨日日新聞2014年11月14日の記事では、法務省は2014年11月13日、民法の嫡出推定規定などが原因で戸籍のない人が、2014年11月10日現在で全国に少なくとも427人(うち成人が60人)いる

と報道された。法務省は2014年7月から、全国の市区町村を通じて無戸籍者の情報を集約している。ただ、全国の約8割の市区町村が無戸籍者の存在を「把握していない」と回答している。総務相は「総務省としても自治体に必要な助言をしていかなければならない」と述べ、無戸籍者の把握に努めるよう求める考えを示した。民法の規定では、離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定される。そのため戸籍上、前夫の子になるのを避けようと母親が出生届を出さないケースがある。山梨県内では、2014年5月段階で、所在が把握できていなかった児童（1歳～17歳）16人である。このうち12人は、市町村の母子保健や児童手当など担当部署間で情報を交換した結果、所在が判明した。このほか3人は入国管理局に照会して出国が確認され、1人は保護者とともに県外に居住していることが分かったとしている。

また、山梨日日新聞2015年7月9日の記事には、文部科学省は2015年7月8日、何らかの事情で出生届が出されずに無戸籍となった子どものうち、義務教育段階の142人の就学状況調査結果を発表した。141人が小中学校に就学していたが、6人には1ヶ月～7年6ヶ月の未就学期間があり、うち3人は個別指導を受けるなどしている。文部省は「ほかにも把握できない無戸籍の子どもがいる可能性が高い」として、同日、全国の教育委員会などに、把握した場合は児童相談所などと連携し、きめ細やかに支援するよう通知したとされている。児童福祉法の第1条2項は「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」とうたっているが、児童福祉法上のいわゆる「保護」はできても、子どもやその家族の「自立」の基盤を形成することには、多くの課題をもっていた（月田，2004）。

出生を記録することは、家族を超えて子どもを社会的に認知することであり、生まれた子どもが生存に必要な諸権利を獲得するための原点と考える。そこで本事例では、現在無戸籍児（者）が置かれている社会的立場・社会的環境等について、無戸籍児（者）の支援に携わった当事者より得られた事例を通して、無戸籍児（者）が生活する上で起こる問題点や、戸籍を得るために具体的にどのような支援が必要なのかについて明らかにする

ことを目的とする。本研究の意義は、無戸籍児（者）の存在を社会が認知するきっかけとなり、1人でも多くの無戸籍（児）者を減らし、社会的環境と立場での不利益を軽減する方法を少しでも広めることにあると考える。

Ⅱ. 調査方法

1. (1)調査対象：A県の乳児院職員E氏
(2)調査期間：平成27年7月
(3)調査内容：無戸籍児の入所理由（事例）、および具体的支援内容・課題についてインタビュー調査を実施した。
2. (1)調査対象：NPO法人「離婚後300日問題—民法772条による無戸籍児家族の会」代表
(2)調査期間：平成27年8月
(3)調査内容：無戸籍問題、および無戸籍者の事例、相談理由の分布について相談件数の累計、年次推移、および特徴的变化について無戸籍者に対する具体的支援内容、および課題についてインタビュー調査を実施した。および、NPO法人「離婚後300日問題—民法772条による無戸籍児家族の会」代表の許可を受け、無戸籍問題を考える若手弁護士との会と共同開催した「無戸籍・摘出推定・再婚禁止を考える会」で取り上げた無戸籍問題、無戸籍者の事例についても本論文で取り上げる。
3. 調査対象への倫理的配慮
山梨学院短期大学研究倫理規定に則り、調査の目的、方法、プライバシー侵害の防止に配慮したデータの管理と公開論文執筆時の処理について、A県の乳児院職員E氏および、NPO法人「離婚後300日問題—民法772条による無戸籍児家族の会」代表へ調査依頼書ともに通知し、承諾を得た。質問項目についても、同乳児院職員、NPO法人に予め諮り承知されたものを用いた¹⁾。

Ⅲ. 結果と考察

1. A 県の乳児院職員 E 氏へのインタビュー調査より

(1) 事例 1 : いわゆる「300日問題」により子が無戸籍となったケース

【概要】

女性 F さんは結婚中、身体が弱く病院に通院し、保健サービスを受けていた。その一環の就労支援サービスを受けている中、就労支援先の男性との間で、子どもを出産した。夫は、「不倫相手」との子を養育することを拒否したため離婚、F さんはその後一人で子の市民権が無いまま育てていたが、病気のために子育てが難しく、A 県にある児童相談所が保護、同県の乳児院に措置された。その後、裁判所の審判で、DNA 鑑定による親子関係不存在の証明ができたため、F さんが新しく結婚した夫（子の血縁上の父）の戸籍に入り、就籍となった。

【A 県の乳児院職員 E 氏のコメント】

本事例は、民法772条の規定による、いわゆる「300日問題」に該当し無戸籍児となったケースといえるだろう。通常、児童福祉法では、生まれて戸籍が無いまま乳児院に来ると、要保護児童、つまり、保護が必要な子、保護された子となり、乳児院へ入所し、乳児院でのサービス、つまり、通常の社会的養護の子どもとしてのサービスも受けることができる。つまり、児童福祉法は、現在地主義のため、そこに子どもがいれば、捨児の場合も同様、その子を保護することができる。行政の金銭的支援としては、措置の形になるため、委託費となり、国と県が2分の1ずつ出費する。因みに、一人あたりの委託費は、各施設により異なるが、平均15万円といわれている。A 県の乳児院にいる間での支障としては、乳児検診、ワクチン接種など、母子保健関係のサービスは受けることができないことが挙げられる。また、予防接種、3種混合、日歩ワクチン等は、戸籍がある場合は町が金額を負担するが、無戸籍の場合は全額負担となるため、実質、予防接種等を打つことは難しい。本事例の場合は、戸籍を取得することができたため、医療法制法と同様に、ワクチン、予防接種、健康診断を受けることができている。

【考察】

本事例の場合、民法第772条の規定により、本事例の子どもも、母親の夫の戸籍に入ることとなる。しかし、夫側は自分の戸籍に子どもが入ることに納得がいかないため、子が自分の戸籍に入ること拒み、子は戸籍上で宙に浮いた状態となり、結果、無戸籍児となってしまった。このように、親の一方的な都合により、子に何の問題が無くても、戸籍を取得できないのである。また、きちんと就籍できるまでの大きな不安材料として、子どもの苗字変更が挙げられる。本事例の子の場合、1回目が母親の前夫の苗字、2回目が母親の苗字、3回目で母親の現夫（血縁上の父）の苗字と、就籍までに、3回も苗字が変わっている現実がある。この3回もの苗字の変更は、本人がそれを初めて理解できたときの心情、さらに、2回目、3回目と苗字が変わるときに本人が置かれている年齢的環境での立場における、本人と周囲の人たちの精神的苦痛は想像に難しくない。

(2) 事例 2 : 出生届を親の本国へ未提出だったことにより、子が無戸籍となったケース

【概要】

本事例の子どもは20XX年4月、B県C市の病院の産婦人科で誕生した。父親は、南米D国籍のD国1世、母親は、D国籍の日系2世で、16歳の中学生時にD国より日本へ帰ってきた際に出産した。両親は、出生届をB県C市の市役所へ提出、同時に、両親共に外国人のため、外国人の子どもとして、日本の外国人登録が行われた。その後、父親は、犯罪行為を行い強制送還され、母親は育児を放棄したため、2歳から、乳児院職員 E 氏の里子となった。3歳のときに、それまでの外国の名前から、通称名（日本名）として外国人登録を行い、在留資格証明書を申請した。しかし、在留資格証明書は、外国人登録をしても、裁判の審査が通らないと取得できないため、里親となった E 氏が品川にある東京入国管理局に通い、審査から取得に3年程かかり、在留資格証明書を獲得した。本事例の子どもは14歳でパスポートを取得する際、里親である E 氏が、本事例の子をD国人だと思っていたため、D国領事館へ行き、手続きをとろうとしたが門前払いされた。

ここで、初めて本事例の子どもがD国側に出生届が提出されていないために、D国人では無いこと、つまり、無国籍状態であったことを知った。その後、入国管理局から、パスポートの取得とD国の市民権の取得を同時に行うよう言われ、弁護士に相談し手続きを行い、それぞれを取得した。現在は、D国籍を取得している。

【A県の乳児院職員E氏のコメント】

本事例は、国籍を取得していなかった無国籍児でもあった、無戸籍児のケースである。両親は、本来、出生届を日本政府に提出したのち、南米D国の政府（D国領事館）にも提出しなければならないが、提出をしなかったために、子はD国の国籍を取得していなかった。本事例の場合、無国籍ということに気づけなかったのは、措置される前の児童相談所からの資料は全てにおいて、D国と記入されていたためである。そのため、里親である乳児院職員E氏をはじめ全職員が、D国籍のD国人だと思い込んでいた。外国人登録しているということは同時に、住民票は取れていることを意味するため、住民票上にある権利、サービスは全て受けることができた。また、在留資格証明書があれば、保育園、小学校にも通うこともできるため、生活上の支障は見られなかった。小学校入学前の就学通知も、外国人登録で届き、その登録を基に、児童相談所が市町村に措置通知を出すため、措置児童として、市町村からの子ども手当、臨時福祉給付金も対象になっていた。つまり、生活する上で支障がなかったため、無国籍である事実の発見が遅れたと考えられる。

【考察】

ある日、これまでの自分は日本で外国人として、外国人登録しているが、実は外国人ですらなく、無国籍児であり、無戸籍児であったと知ったときの衝撃は、私たち第三者には計り知れないものがあると考えられる。もし、外国人登録をする際に、国籍が必要であればその時点で出生届をD国領事館にも提出することになるため、無国籍児にはならず済んだであろう。さらに、本事例の子どもが父親が犯罪行為を行い、強制送還された際、まだ若い母親は、金銭的不安に加え、精神的支えを失い、育児放棄をするまでに追い込まれてしまったと考えられる。その時点で、母親の精神的ケア

や、本事例の子どもとの生活をきちんと支援してくれる機関に出会い、支援を受けることが出来ていたら本事例の子の人生は、まったく違うものになっていたものと考えられる。なぜ、在留資格証明書の取得手続きの際、日本国法務省や入国管理局は、D国領事館への確認・問い合わせをしなかったのでしょうか。もし、在留資格証明書を取得の際に、入国管理局が、D国側へ問い合わせ等を行っていたら、本事例の場合、子どもが3歳の時点で、問題は発覚していたことになる。外国人登録を行い、在留資格証明書を取得しているため、日常的な支障が無かったとしても、在留資格証明書は、取得してからも交通違反（スピード違反等で事故などを起こした場合）でも、無効になってしまうという厳しい規定を設けているにも関わらず、強制送還になった場合は、無国籍者には、帰る国が無いことは、充分認識できるはずである。本事例の場合、手続き上の2度の“もし”が回避されてさえいれば本事例の子どもが、自身が無戸籍児、無国籍児だったことを思い知る経験を経ずに済んだだろう。

2. NPO法人「離婚後300日問題 - 民法772条による無戸籍児家族の会」代表へのインタビュー調査より

(1)事例3：妊娠を機に戸籍取得の支援を受けた30代女性のケース

【概要】

両親が経済的事情により、産院からの出生証明書の交付を受けなかったため、Gさんの出生届を提出することができず無戸籍となった。小学校、中学校ともに就学はしていなかったが、仕事は自力で見つけた。その後、パートナーを得て、妊娠したため、戸籍を作ることを決意した。就籍に関する問い合わせを行おうと、法務省にGさん自ら電話をかけた際には、相手にしてもらえなかったため、NPO法人「離婚後300日問題—民法772条による無戸籍児家族の会」（以下、「家族の会」）に連絡を取った。生まれてくる子どものために、無戸籍の連鎖を断ち切るべく、現在、家庭裁判所に、親子関係存在確認調停の申し立て、近日中には戸籍を取得する予定である。

【「家族の会」の関わり】

無戸籍状態でも取得可能な母子手帳、保険証を取得するよう助言した。また、家庭裁判所への親子関係存在確認調停の申し立ての裁判における支援、助言も行った。

【考察】

まず、本事例ではGさんが義務教育課程に就学していないという事実に着目すべきである。義務教育を受けていなかったために、本事例の当事者である女性Gさんは就職の際も大変苦労したという。当時は、子の出生届が提出されていない以上、その子ども本人は、社会的に認知をされていないために、小学校の入学通知証が届かないのは当たり前であった。現在では、子どもに教育を受けさせることを最優先に考えるため、義務教育を受けることは可能である。また、無戸籍状態でも、母子手帳、保険証は取得できるという情報も、社会的に広く認知されているとは言えないだろう。実際にGさんは、母子手帳を取得する以前は、毎回違う病院に「母子手帳を忘れた」と駆け込みで入り、検診を受けていたと言う。Gさんも、もっと早い段階で、母子手帳を取得出来ていたら、毎回不安な気持ちで検診を受けずに済んだだろう。しかし、このような情報の社会的な認知は低いと考えられる。特に、無戸籍状態で生活している方の多くは、身近にインターネットが無く、ホームページ等から情報を入手することも難しいと思われる。身近にインターネットが無い人のためにも、新聞への掲載や、町の広告など、情報開示の方法を検討するべきであると考えられる。

(2)事例4：前夫の暴力により母親が出生届を出せず無戸籍となった30代女性のケース

【概要】

Hさんの母親は、夫の暴力から逃げるために住い移した。母親は、夫からのつきまといや嫌がらせを恐れ、離婚を切り出せないまま、新しいパートナーとの間に本事例の当事者である女性Hさんを出産した。市役所にHさんの出生届を提出すると「前夫の子」となると知らされたために、法務局、家庭裁判所に相談するも、手続きには前夫の協力が必要と知り、断念した。幼稚園には通ったが、小学校、中学校ともに就学しておらず、家事手伝いを行い生活していた。就籍に際しHさ

ん自ら、行政窓口で紹介された法テラスに電話相談を行うと「管轄が違うから無理」と断られ、健康保険証を作ろうと窓口にお問い合わせると、「とりあえず先にこれまで払っていない分の保険料を払うように」と言われた。報道番組で「家族の会」を知り連絡し、1ヶ月前に戸籍を取得した。現在は、担当弁護士の紹介でアルバイトを始め、資格試験の勉強を始めるなど社会に出る準備を行っている。

【「家族の会」の関わり】

Hさんの母親が、前夫と接触せずに行うことができるよう、実父への認知調停で強制認知を行うことを助言した。また、本事例を扱った担当弁護士が就職紹介を行い、「家族の会」も、Hさんが社会に出て働けるよう援助を行った。

【考察】

本事例では、本事例の当事者である女性Hさんが訪れた各窓口の対応に問題があったと考えられる。Hさんの母親が出生届を出した際にも、前夫との離婚が成立していない場合、Hさんは「前夫の子」となるが、その際に実父への認知調停の方法もあると紹介していれば、確かにHさんは戸籍を取得することができ、義務教育も受けられたかも知れない。また、困っている人の救済を目的とした、無料相談をうたっている法テラスの窓口の対応も適切だったとは考えにくい。強制認知の裁判は、実父を相手に裁判を起こすことにはなるが、母親が、DV被害に遭っていた本事例のように、前夫との接触を避けたい場合は、戸籍を取得する方法として有効であると考えられる。しかし、この裁判も社会的認知はまだ低いと考えられるため、情報開示の方法を検討する必要があると考えられる。

(3)事例5：「300日問題」に現夫との子の早産が重なり出生届が受理されなかった20代男女のケース

【概要】

女性Jさんは、前夫との婚姻関係破綻後、1年数ヶ月の別居期間を経て、男性Iさんと出会い、妊娠した。前夫に対し、妊娠前から協議離婚を求めているが協力を得られずにいた。ようやく協議離婚が成立し、民法773条2項により、出産後直

ちに男性Iさんと再婚する予定で前夫からの離婚届の郵送を待つ中、予定日より2ヶ月以上早い予想外な早産(前夫との法的離婚後265日)で出産、子は新生児集中管理室に入院することとなった。子の出生届も一度は受理されたものの、その日の午後に市役所窓口より電話で受理不可と伝えられる。男性Iさん女性Jさん2人で、行政窓口で紹介された法テラスに電話相談を行うと「弁護士でも分からないこともあるから」と言われ、同じく行政窓口で紹介された弁護士に電話相談を行うと「とりあえず300日経つまで待つように」と言われた。その後、行政窓口から、前夫に親子不存在の裁判を起すよう言われたが、前夫に接触し裁判手続きを行うことを避けるため、「家族の会」に連絡、現在、家庭裁判所に強制認知の申し立てを行い、裁判中であり、子は現在も無戸籍である。

【「家族の会」の関わり】

女性Jさんが前夫と接触せずに手続きが済むように、家庭裁判所で女性Jさんが男性Iさんへ強制認知の申し立てを行うよう助言を行い、女性Jさん、男性Iさんの精神的サポートも行っている。

【考察】

本事例は、いわゆる「300日問題」のケースである。ただ、離婚成立から、出産日が300日以内であっても、本事例のような母子の命を考へての早産の場合も、この規定に該当することはやはり問題視すべきと考へる。現に本事例の子は、出産後、新生児集中管理室に入院している。本事例の場合の早産は、母子の命の安全を保障し、胎児を適切な保育で生存させるための策であった。本事例のような早産などの場合で、300日問題に該当する場合は、医師の証明書をつけ申請を行うようなシステムを設けるなどの行政の取り組みも必要だと考へる。このような命に関わる緊急を要する場合における問題の改善策を講じる必要があると考へられる。

Ⅳ. 総合考察

今回の調査では、いわゆる「300日問題」に該当した事例(事例1, 5)がみられた。つまり、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」とする民法第772条の規定により、母親が婚姻中に夫以外の子を懐胎した場合、生まれた子どもは

母親の夫の戸籍に入るのだが、夫側は子が戸籍に入ることを拒み、結果、無戸籍児となってしまう。それによって事例では、小・中学校に通えず、就職もできずに家に引きこもった生活を送るという困難も生じていた。

また、出生届が提出されていなかったことにより、子が無戸籍・無国籍になった事例(事例2, 3, 4)では、親が制度や手続き上の情報を持ち合わせなかったことと、行政の個人に対する細やかな配慮の不足、また、親の都合により、出生届を提出することが出来なかったために、子どもにとって不都合な生活を強いられるという状況になっていた。

さらに、無戸籍の子は、当初、住民登録が出来ない、運転免許がとれない、児童手当の受給ができない、乳児医療・保健サービスを十分に受けられない、パスポートの発給を受けられず、結婚届が受理されないなどの不利益があることが明らかになった。これらについて、総務省、厚生労働省の通知、旅券法施行規則の改正などにより(吉田, 2011)、住民票への記載を始め、児童手当・児童扶養手当の受給、保育所への入所・小中学校への入学、母子保健・健康保険への加入、乳幼児健診・予防接種の受診、婚姻届の受理等、改善された面もある。また、児童福祉法では、生まれて戸籍がない子を保護することができ、その子は要保護児童となる。要保護児童になれば、児童相談所が社会的養護を範疇に入れるため、社会的サービス(医療、学校、生活等)は保障される。また最近では、要保護児童ではなくなる18歳を過ぎてから、大人になる20歳までの監護も重要となるため、継続的に同じ施設にいて、その施設から大学通学や福祉的就労を行う場合に限られているという制約はあるが、20歳まで措置を延長できる。これにより、無戸籍児の事実上の不利益は軽減されてきた一面もみられる。

しかし、戸籍がなくても国で保障する、これらの通知そのものが、全国すべての自治体にまだまだ行き渡らず、通知は出ているが周知されていないのが、地方自治体の実体といえる。そのため、無戸籍者本人、または、親族が、その通知の内容を認知していない場合も少なくないといえる。さらに、その内容を認識したとしても、手続きをす

るための手続きといえる資料や、書類をそろえるには、大変な時間と知識と労力が必要となり、そのためのサポートは不可欠といえる。

だが、それでもなおどこにも保護されていない子の問題が残る。親が出生届を出さなかった場合は、学校も行けず、公共サービスも受けられない、結婚・出産の手続きも取れず、免許も取得できない。つまり、社会への参画が認められないばかりか、その子が生存することすら難しくなる可能性をはらんでいるのである。

近年、無戸籍の子と背景も大きく異なり、不利益にも差異があり、より根本的に、不利益を回避したとしても、選挙権がないのは「政治社会」の一員であることを認めない。きわめて重大な権利侵害であると考えられる。全ての子が戸籍を得られるような方法での救済を目指さなくてはならないことは言うまでもない。法と社会の変化の間に生まれる無戸籍児の人生を考えると、これからの時代に合った戸籍制度のあり方や意義を、個人の権利、尊厳とのかねあいで見直す必要があるだろう。無戸籍児は自分自身には、全く責任がないのに、提出されるべきはずの届出が提出されなかっただけで、様々なハンディを負う人生を歩まなければならない。

本研究で明らかになった、戸籍のない子どもの問題がより広く認知されることを切に願い、今後、全ての子が戸籍を得られるような支援について、子どもの権利擁護を進めるためにどのような援助ができるか、さらに考えを深めていきたい。

<注>

- 1) 本研究は、山梨学院短期大学倫理委員会による「人の研究に関する研究倫理審査」において、承認された(承認番号 2015005)。

<参考文献>

- 安達敏男・吉川樹士(2014). いわゆる無戸籍児問題について 月刊戸籍時報, (719), 57-60.
- 法務省 民法772条(嫡出推定制度)及び無戸籍児を戸籍に記載するための手続き等について
<<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji175.html>> (2016年12月23日閲覧)
- 喜多明人・森田明美・広沢明・荒巻重人(編)(2009).

「逐条解説」子どもの権利条約 日本評論社

- 月田みづえ(2004). 「無戸籍」児の日本の特質と子どもとしての権利 人間社会学部紀要(昭和女子大学), (716), 16-26.
- 山梨日日新聞(2014). 無戸籍者全国に427人 11月14日
- 山梨日日新聞(2014). 甲府の少年母の不法滞在で退去処分・日本在留求め提訴へ 12月6日
- 山梨日日新聞(2015). 無戸籍の子生活困窮 7月9日
- 吉田仁美(2011). いわゆる300日問題と無戸籍の子の人權保障 関東学院法学, 20(4), 111-136.